

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引に対し影響が及ぶことはありません。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、エヌエヌ生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター フリーダイヤル

0120-521-513

[受付時間] 平日 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務処理を記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる税務処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に税務処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。

ご契約につきましては、告知義務違反によりご契約を解除する場合、免責事由に該当し保険金などをお支払いできない場合、詐欺によりご契約が取消しとなる場合、不法取得目的によりご契約が無効となる場合がありますので、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、ご契約者に必要な保険の知識についてもご説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
- 告知義務について
- 保険金・給付金をお支払いできない場合について
- 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効について
- ご契約の解約について
- ご契約の復活について

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとエヌエヌ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してエヌエヌ生命が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更などされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに関するエヌエヌ生命の承諾が必要になります。

生命保険募集人の身分・権限などに関しまして確認をご要望の場合には、下記照会先までご連絡ください。

サービスセンター フリーダイヤル：0120-521-513

受付時間：平日 9:00～17:00

(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

インターネットでのお問い合わせ <https://www.nnlife.co.jp>

〈引受保険会社〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1
ニューオータニガーデンコート26F
TEL.03-5210-0300
<https://www.nnlife.co.jp>

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命の 重大疾病保障保険

2016年7月作成



重大疾病保障保険

商品パンフレット／特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)

保障内容

重大疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中)により所定の状態に該当したときの保障です。

重大疾病保険金

死亡したときは死亡給付金をお支払いします。

保険料

保険料は保険期間を通じて一定です。

一定要件のもと法人契約の場合保険料を全額損金扱いすることができます。

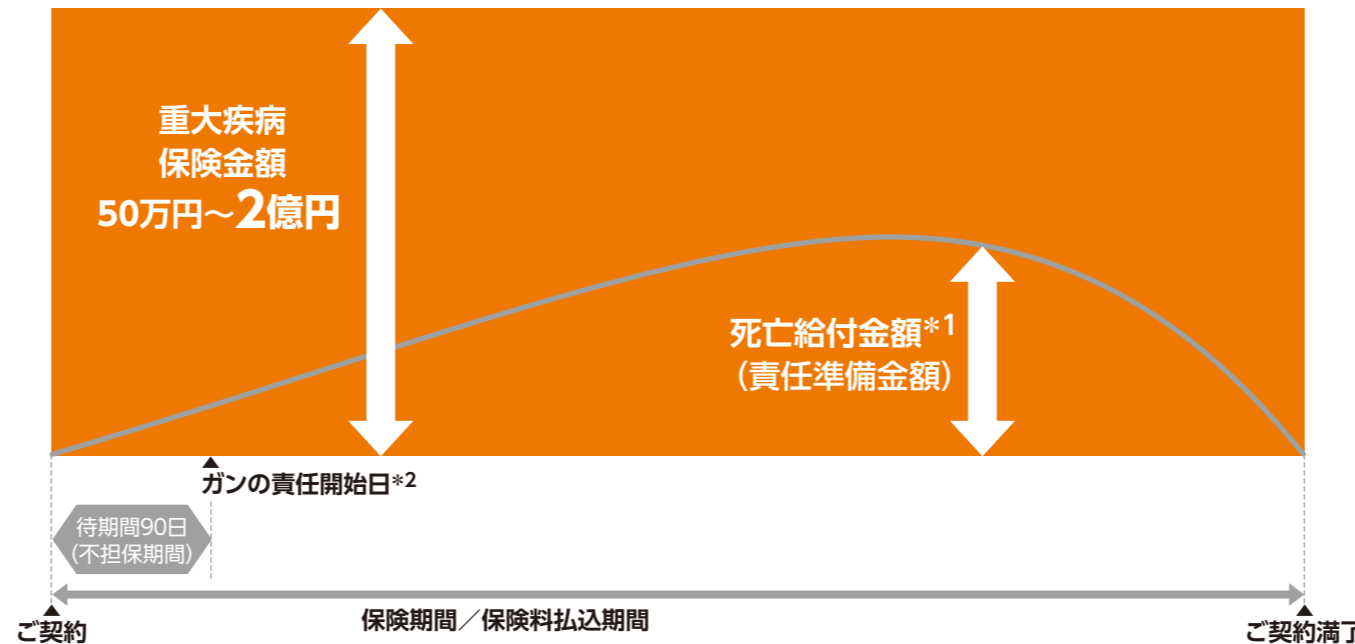
「税務処理」については

[P3-参考②](#)へ

税務についてはパンフレット裏面の注意事項を必ずご確認ください。

重大疾病保障保険 のしくみ・イメージ

ご契約年齢にあわせ一定期間を保障する 保険です。



重大疾病により所定の状態に該当した とき、重大疾病保険金をお支払いします。

支払事由		対象とならない疾病の例	
ガン	ガンの責任開始日*2以後、初めて確定されたとき	ガンと診断	・上皮内新生物 ・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌 など
急性心筋梗塞	責任開始の時以後、急性心筋梗塞にから60日以上、労働の制限を必要が継続したと診断されたとき	より初診日とする状態	・陳旧性心筋梗塞 ・狭心症 など
脳卒中	責任開始の時以後、脳卒中により60日以上、他覚的な神経学的後遺症と診断されたとき	初診日から継続した	・もやもや病(ウイリス動脈輪閉塞症) ・一過性脳虚血発作 ・脳動脈狭窄症 など

*1 死亡給付金は重大疾病保険金より少ない金額となり、ごく少額かまったくない場合があります。
*2 ガンの保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて91日目から開始します。

支払事由については

[P6-契約概要⑤「保険金・給付金の支払事由」](#)をご確認ください。

保険料の払込免除

被保険者が所定の状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みは免除されます。

- ・所定の高度障害状態に該当したとき
- ・所定の不慮の事故により、所定の身体障害の状態になったとき

解約返戻金

急な資金ニーズには、解約返戻金の活用が可能です。

解約返戻金は期間の経過に応じて増加しますが、その後減少し、最終的にはなくなります。

●契約者貸付

一時的に必要な資金をご用立てする制度です。

- ・解約返戻金の9割までご利用可能です。(お取扱いには当社所定の条件があります。)
- ・手続きは簡単。手続き書類をご請求ください。
- ・保険金、給付金や解約返戻金などをお支払いする場合には貸付元利息を差引清算します。

貸付金には所定の利息がかかります。

重大疾病保障保険

契約概要

- 「契約概要」は、お申込みの際に、特にご確認いただきたい重要事項を記載しています。**ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。これらの詳細ならびに主な保険用語の説明などは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

参考① ご契約の推移

●ご契約の推移

【従業員さま向けプラン ご契約例】

契約者:法人 被保険者:従業員 計30名(30歳:男性5名・女性5名、40歳:男性5名・女性5名、50歳:男性5名・女性5名)
 保険期間・保険料払込期間:ご契約年齢によります。(30歳:70歳迄 40歳:72歳迄 50歳:77歳迄)
 重大疾病保険金額:1,000万円(お一人さまあたり) 保険料払込方法:年払 年払保険料(1年目合計):10,703,100円

(単位:円)

経過年数	保険料	保険料累計額 A	解約返戻金額 B	単純返戻率 C(B/A)	損金保険料	資産計上額
1年	10,703,100	10,703,100	5,350,000	49.98%	10,703,100	0
3年	10,703,100	32,109,300	22,680,000	70.63%	10,703,100	0
5年	10,703,100	53,515,500	39,700,000	74.18%	10,703,100	0
10年	10,703,100	107,031,000	80,800,000	75.49%	10,703,100	0
15年	10,703,100	160,546,500	107,030,000	66.66%	10,703,100	0
20年	10,703,100	214,062,000	115,625,000	54.01%	10,703,100	0
25年	10,703,100	267,577,500	88,895,000	33.22%	10,703,100	0
28年	5,444,150	294,427,850	58,990,000	20.03%	5,444,150	0
33年	2,297,150	318,501,600	29,835,000	9.36%	2,297,150	0
40年	2,297,150	334,581,650	0	0.00%	2,297,150	0

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。



参考② 税務処理(法人契約の場合)

●保険料の税務処理[上記参考①ご契約例(1年目)の場合]

【例】

保険料	契約年齢	保険期間/ 保険料払込期間	ご契約形態		
			ご契約者	被保険者	保険金受取人
10,703,100円	参考①のご契約例の通り	参考①のご契約例の通り	法人	従業員	法人

保険料の全額を損金算入します。

借方		貸方	
定期保険料	10,703,100円	現金・預金	10,703,100円

関係法令:法人税基本通達 9-3-5、昭62年直法2-2(例規)、平8年課法2-3(例規)改正、平20年課法2-3、課審5-18改正
 現行の法人税基本通達には重大疾病保障保険に関する規定はありませんので、税務の取扱いは現行の定期保険に関する規定を根拠としています。

●重大疾病保険金を受取った場合の税務処理

重大疾病保険金を受取った場合、保険金は雑収入として益金に算入します。

【例】重大疾病保険金*:10,000,000円

*その他の返戻金などはなかったものと仮定

借方		貸方	
現金・預金	10,000,000円	雑収入	10,000,000円

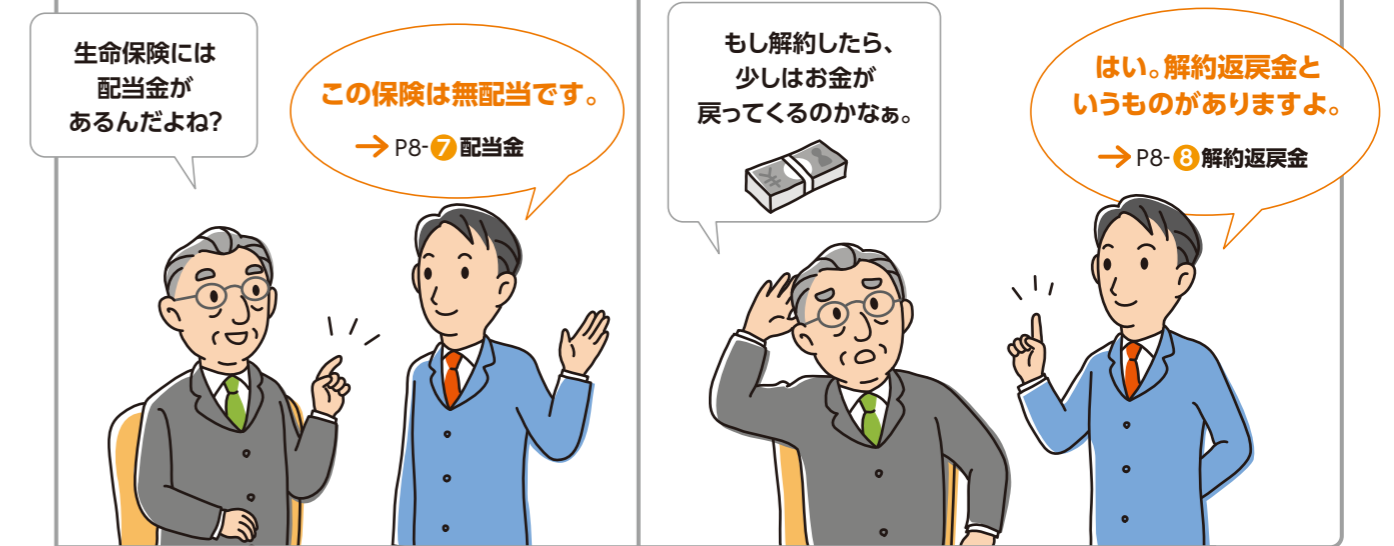
●10年目に従業員1名が退職し、解約された場合の税務処理

中途退職した従業員1名分(40歳・男性)を中途解約したことにより、解約返戻金を受取った場合、雑収入として益金に算入します。

・10年目の解約返戻金*:2,963,000円

*その他の返戻金などはなかったものと仮定

借方		貸方	
現金・預金	2,963,000円	雑収入	2,963,000円



税務についてはパンフレット裏面の注意事項を必ずご確認ください。

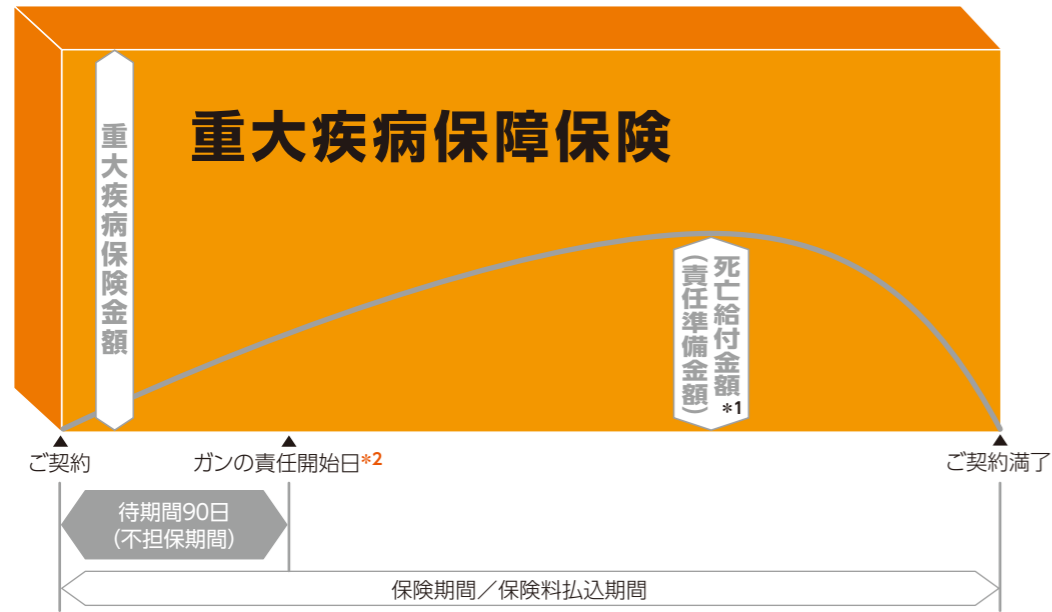
1 保険商品の名称

重大疾病保障保険

2 保険商品の特徴

一定期間の重大疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中)のときの保障を確保できる、満期保険金のない商品です。
また、重大疾病のときの支払事由に該当せずに死亡したときは、死亡給付金をお支払いします。

3 しきみ図



- *1 死亡給付金は重大疾病保険金より少ない金額となり、ごく少額かまったくない場合があります。
- *2 ガンの保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します。

契約内容については **P6-契約概要 ④「契約内容」** をご確認ください。

4 契約内容

契約年齢	15歳～70歳
保険期間/保険料払込期間	70歳～87歳満了
保険金額	50万円～2億円(単位:10万円)
保険料払込方法	年払、半年払、月払
保険料払込経路	口座振替扱、郵便振替扱、銀行振込扱、団体扱、特別団体扱、集团扱

- ※保険金額、契約年齢により診査が必要です。
- ※上記お取扱いには、当社所定の制限があります。

具体的な契約内容は、「申込書」にご記入いただけます。
お申込みの際は、「契約概要」と「申込書」にて、契約内容を必ずご確認ください。

5 保険金・給付金の支払事由

保険金・給付金	支払事由	受取人
重大疾病保険金	保険期間中に次の①～③のいずれかの事由に該当したとき ①悪性新生物(ガン)*1 悪性新生物責任開始日前*2にガンと診断確定されることがなく、悪性新生物責任開始日以後に初めて所定のガンと医師によって診断確定されたとき	被保険者 (契約者と死亡給付金受取人が同一法人の場合は、契約者)
	②急性心筋梗塞 責任開始の時以後の疾病を直接の原因として急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などはできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき	
	③脳卒中 責任開始の時以後の疾病を直接の原因として脳卒中を発病し、その疾病により初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
死亡給付金	保険期間中に死亡したとき	死亡給付金受取人

- *1 「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」を除きます。
- *2 ガンの保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します。

- ※急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因として保険期間中に死亡したときや、支払事由に定める状態が60日継続する前に死亡したときなど一定の要件のもとに、重大疾病保険金の支払事由に該当したものとみなし、重大疾病保険金をお支払いする場合があります。
- ※死亡給付金は、被保険者が死亡した日の責任準備金額をお支払いします。死亡給付金は重大疾病保険金よりも少ない金額となり、ごく少額かまったくない場合があります。
- ※保険金・給付金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。
- ※重大疾病保険金の複数の支払事由に同時に該当した場合でも、重大疾病保険金は重複してお支払いしません。また、重大疾病保険金と死亡給付金は重複してお支払いしません。
- ※重大疾病保険金の受取人が被保険者の場合、被保険者が重大疾病保険金の支払いを請求する前に死亡したときは、重大疾病保険金の受取人は死亡給付金受取人となります。
- ※詳しくは、ご契約のしおり「給付内容」をご確認ください。

P12-注意喚起情報 ④「保険金などのお支払いができない場合」 もあわせてご確認ください。

▼ガンの支払事由に該当する場合、しない場合(例)

事例1	<p>ガンの責任開始日以後の保険期間中に、初めてガンと診断確定された。</p>	お支払対象となります。
事例2	<p>ガンの責任開始日より前に初めてガンと診断確定された。</p>	お支払対象となりません。
事例3	<p>責任開始日からガンの責任開始日の前日までに初めてガンAと診断確定され、ガンの責任開始日以後の保険期間中に、ガンBと診断確定された。</p>	<p>ガンBがガンAの再発・転移等と認められる場合 ⇒お支払いの対象となりません。</p> <p>ガンBがガンAの再発・転移等と認められない場合 ⇒お支払いの対象となります。</p>

○責任開始日の前日以前にガンと診断確定された場合は、責任開始の日からその日を含めて180日以内に、契約者よりお申し出があったときは、ご契約を無効とし、すでに当社にお申込みいただいた保険料を契約者に払い戻します。

* 責任開始の日以後ガンの責任開始日の前日以前にガンと診断確定された場合は、その診断確定の日からその日を含めて180日以内とします。

○責任開始日の前日以前にガンと診断確定された場合は、ガンの保障はなくなりますが、所定の急性心筋梗塞、脳卒中などの保障は継続されます。**なお、その場合でも保険料に変更はありません。**

▼急性心筋梗塞・脳卒中の支払事由に該当する場合、しない場合(例)

事例1	<p>責任開始の時以後の疾病により保険期間中に発病した急性心筋梗塞により、労働の制限が生じたが、経過が良好で40日後に職場復帰した。</p>	お支払対象となりません。
事例2	<p>責任開始の時以後の疾病により保険期間中に発病した脳卒中により、後遺症として左半身の麻痺が生じ、60日以上、麻痺が継続したと診断された。</p>	お支払対象となります。

※詳しくは、ご契約のしおり「保険金・給付金をお支払いできない場合について」、「保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体例」をご確認ください。

P12-注意喚起情報④「保険金などのお支払いができない場合」もあわせてご確認ください。

6 保険料の払込免除

被保険者が次のいずれかに該当した場合は、将来の保険料のお払込みを免除します。

- ・責任開始の時以後の原因により、所定の高度障害状態に該当したとき
- ・所定の不慮の事故により、その事故の日から180日以内に所定の身体障害の状態になったとき

※契約者・被保険者の故意などにより、所定の高度障害状態または所定の身体障害の状態に該当したときは免除しません。

7 配当金

この保険に配当金はありません。

8 解約返戻金

ご契約を解約された場合は、解約返戻金をお支払いします。

9 付加できる主な特約

名称	特徴
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

※上記のほかにも、付加できる特約があります。

保険金・給付金の支払事由、保険料の払込免除事由である「所定の高度障害状態」や「所定の身体障害の状態」、特約など、各種取扱いについて、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

この保険はエヌエヌ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

募集代理店では、複数の保険会社の商品をお取り扱いしている場合があります。詳しくは募集代理店にお問合わせください。

お申込みの際は、この「契約概要」のほか、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

重大疾病保障保険

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、不利益な事項など、お申込みの際に、特に
ご注意いただきたい事項を記載しています。**ご契約前に必ず
お読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みくだ
さい。**
- 「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細や契約
内容に関する事項は、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。



1 クーリング・オフ (お申込みの撤回またはご契約の解除)



○次のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内**であれば、書面によりクーリング・オフが可能です。この場合、お申込みいただいた金額を払い戻します。

- ・お申込日
- ・「ご契約のしおり・約款」の交付日
- ・「第1回保険料充当金額収証」の交付日
- ・第1回保険料充当金が着金した日

○次の場合はお取扱いができません。

- ・当社指定の医師による診査が終了した場合
- ・債務履行の担保のためのご契約である場合
- ・既契約の内容変更(特約の中途付加など)である場合

お手続き方法については、**ご契約のしおり「クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について」**をご確認ください。

2 告知義務

契約者や被保険者には、現在の健康状態などを告知する義務があります。告知は公平な引受判断を行うための重要事項です。過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態やご職業など、「告知書」または当社指定の医師がおたずねする事項について、事実をありのままに正確にもれなくお伝え(告知)ください。

▼告知受領権

当社の生命保険募集人(代理店を含む)には告知を受ける権限(告知受領権)はないため、生命保険募集人にお伝えいただいても告知したことにはなりません。告知受領権は当社および当社が指定した医師が有していますので、当社所定の「告知書」にご記入されたことと、当社指定の医師にお話しされたことが告知となります。

▼告知内容などの確認

当社または当社で委託した確認担当者が、次の場合にお申込内容、ご請求内容などをご確認させていただきます。

- ・ご契約のお申込後
- ・保険料の払込免除のご請求
- ・保険金などのご請求

▼傷病歴などがある方への引受対応

傷病歴などがある場合でも、ご契約をお引受けすることがあります。
(「保険料の割増」など特別な条件をつけてお引受けすることや、お断りすることもあります。)

▼告知が事実と相違する場合

- 故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日(復活の場合は最終の復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**
- 責任開始日または最終の復活日から2年経過後でも、保険金などの支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除したときは、保険金などの支払事由に該当していても、これをお支払いしないことがあります。また、保険料の払込免除事由に該当した場合も同様に、お払込みを免除しないことがあります。
(「解除原因となった事実」との因果関係によります。)
- ご契約を解除したときは、お支払いする返戻金があれば、契約者にお支払いします。

▼告知義務違反の内容が特に重大な場合

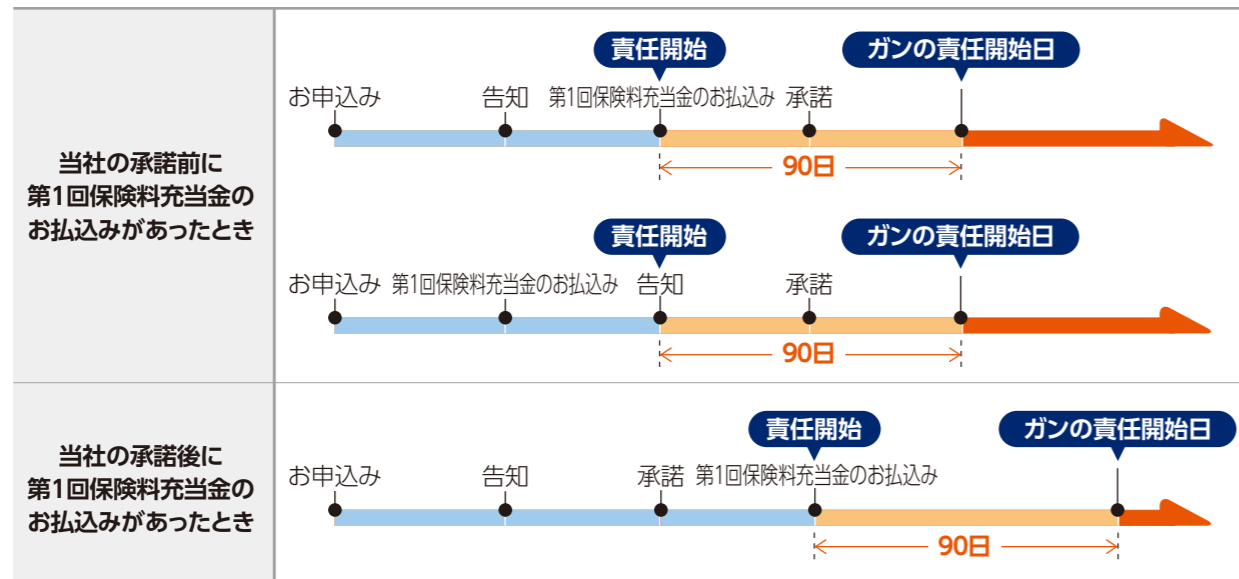
詐欺によるご契約の取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも、取消しとなることがあります。また、すでに当社にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

※「申込書」「告知書」は、ご記入内容を十分にお確かめのうえ、ご自身で署名・捺印をお願いします。



3 責任開始期

当社がご契約のお申込みを承諾したときは、「告知」と「第1回保険料充当金のお支払い」がともに完了した時からご契約上の責任を開始します。
 ただし、**ガンの保障は、悪性新生物責任開始日(ガンの責任開始日)から開始します。ガンの責任開始日は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。**
 責任開始期とガンの責任開始日について図示すると次のとおりとなります。



▼生命保険募集人の権限

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。
- ご契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立します。



4 保険金などのお支払いができない場合 しおり

次の場合、保険金などのお支払いはできません。

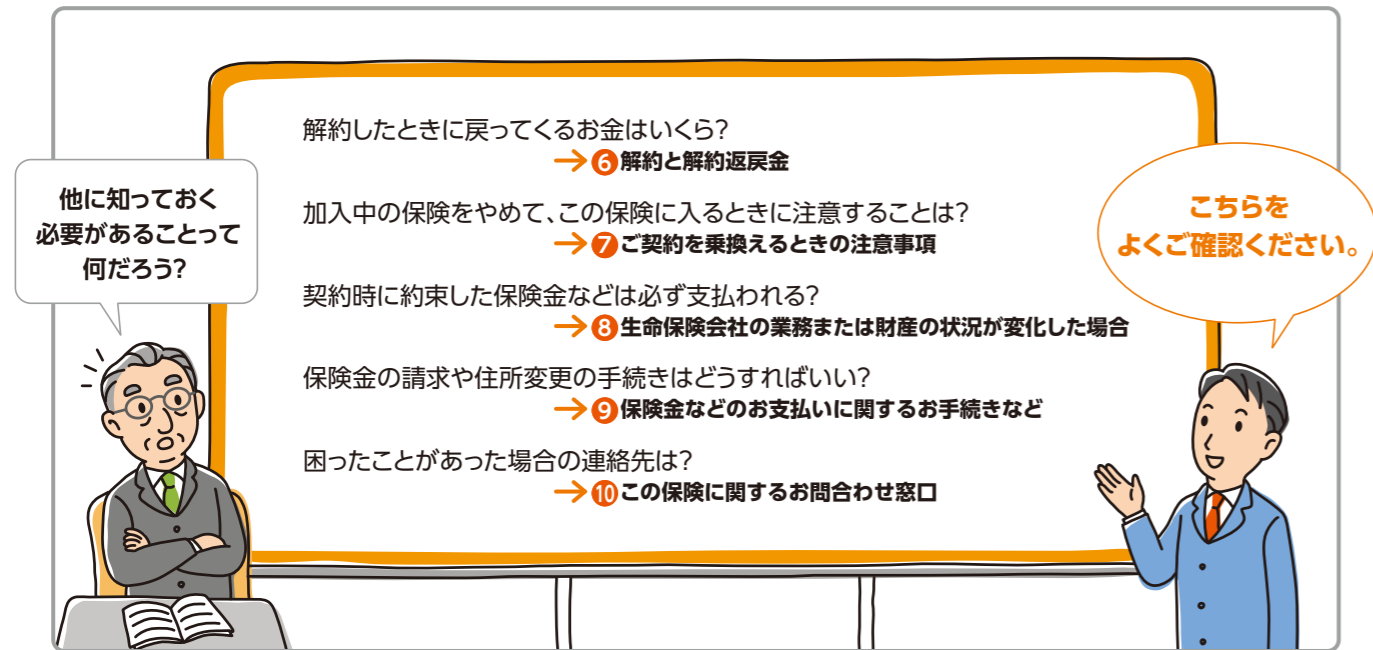
- ・責任開始前の疾病や不慮の事故を直接の原因とする場合(ただし、約款の規定によりお支払いする場合があります。)
- ・ガンの保障について、ガンの責任開始日前に、ガンと診断確定されていた場合(ただし、約款の規定によりお支払いする場合があります。)
- ・告知義務違反により、ご契約が解除された場合
- ・保険金などを詐取する目的で故意に事故を生じさせたとき(未遂を含む)や、契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・死亡給付金について、責任開始の日から3年以内の自殺、契約者・受取人の故意など、免責事由に該当する場合
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・ご契約が詐欺による取消し、または不法取得目的により無効となった場合

具体的な事例については、**ご契約のしおり「保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体例」**をご確認ください。

5 保険料のお払込みとご契約の失効・復活 しおり

- 保険料は払込期月にお払込みください。払込期月にご都合がつかないのために、猶予期間を設けています。
- この保険は、保険料の自動振替貸付は行われません。そのため、猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。
- 失効して**6ヶ月以内**であれば、ご契約の復活のお申し込みができます。この場合、所定のお手続きが必要です。
- 健康状態など所定の条件により、復活できないことがあります。
- 復活の際のガンの責任開始日の前日以前にガンと診断確定され、当社の定める期限内に契約者よりお申し出があったときは、ご契約の復活を無効とし、復活の際にお払込みいただいた金額および復活以後にお払込みいただいた保険料を契約者に払い戻します。

復活については、**ご契約のしおり「ご契約の復活について」**をご確認ください。



6 解約と解約返戻金

解約返戻金について、次のことにご留意ください。

- ・多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となること
- ・契約内容や経過年月数などにより金額が異なること
- ・ご契約後短期間で解約されたときは、ごく少額か、まったくないことがあること

7 ご契約を乗換えるときの注意事項

- 現在のご契約を解約、減額して新たなご契約のお申込みをされる場合は、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 新たなお申込みも、一般のご契約同様、告知義務があるため、健康状態などによりお断りすることがあります。
- 「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定なども、新たなご契約に際しての行為が対象となります。

8 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構
TEL.03-3286-2820
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9 保険金などのお支払いに関する手続きなど しおり

- 支払事由が生じる事象、ご請求手続きなどは、「ご契約のしおり・約款」・当社ホームページにも記載していますので、あわせてご確認ください。
ホームページアドレス <https://www.nnlife.co.jp>
- お客さまからのご請求に応じて保険金などをお支払いしますので、次の場合はすみやかに当社サービスセンターまでご連絡ください。
 - ・保険金などの支払事由が生じた場合
 - ・お支払いの可能性があると思う場合
 - ・ご不明な点が生じた場合など
- 契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点などがある場合にはご連絡ください。

▼指定代理請求

- 被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
 - 指定代理請求人を指定しているときは、契約者は指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
- 詳しくは、ご契約のしおり「指定代理請求特約」をご確認ください。

▼住所などの変更

重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更した場合には必ずご連絡ください。

10 この保険に関するお問い合わせ窓口

- お手続きやご契約に関する相談・照会・苦情などは、当社サービスセンターまでご連絡ください。

エヌエヌ生命 サービスセンター

フリーダイヤル **0120-521-513**

[受付時間] 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日および12/31~1/3を除きます。)

- 指定紛争解決(ADR)機関は一般社団法人生命保険協会です。
生命保険協会の「生命保険相談所」および全国各地の「連絡所」では、電話などにより相談・照会・苦情を受付けています。
生命保険相談所が苦情の申し立てを受け、生命保険会社に解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても解決しないときは、裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図ります。
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

お申込みの際は、この「注意喚起情報」のほか、必ず「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。